

平成27年10月8日

話 題 事 項

〔平成27年10月2日〕

資 料 提 供 済

## 本社機能移転や地方拡充等、企業の地方拠点強化に関する 地域再生計画が国の認定を受けました

本社機能移転等に対する課税の特例等を定める地域再生法の一部改正に伴い、本県が申請していた地域再生計画が10月2日に国の認定を受けました。

本計画は県内の雇用増大と地域経済活性化を目的とし、企業誘致をより優位に進めるためのものです。

改正地域再生法が8月10日に施行された後、第1回の認定であり、今回認定を受けた自治体は、本県の地域再生計画を含め21道府県24計画です。

従来からの企業立地優遇制度に加え、本制度の積極的な活用によりオフィス施設等の更なる立地を進めていきます。

### 【地域再生計画の概要】

名 称：和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

対 象：国が認定した県内全市町村内それぞれの区域

目 標：雇用創出件数150人、計画認定件数15社

計画期間：平成32年3月31日まで

### 【計画認定の効果】

今後、本計画に沿った形で事業者が東京23区から対象区域に本社機能に移転する場合、東京23区を除く他県から対象区域に本社機能に移転する場合又は県内の企業が対象区域内で本社機能を拡充する場合、中小企業基盤整備機構による債務保証、国税や地方税の課税の特例措置を受けることができる。

### ※特例措置の内容

1. 特定業務施設（事務所、研究所、研修所）整備に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構が債務保証
2. 特定業務施設を新設又は増設した場合の国税の課税の特例（特別償却又は税額控除）
3. 特定業務施設において従業員を雇用している場合の国税の課税の特例（税額控除）
4. 特定業務施設を新設又は増設した場合の地方税の不均一課税

### 【参 考】

- ・地域再生制度について

（内閣府地方創生推進室 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>）

お問い合わせ先  
企業立地課 新産業立地班  
条、辻（電話 073-441-2748）

# 和歌山県地方活力向上プロジェクトの概要

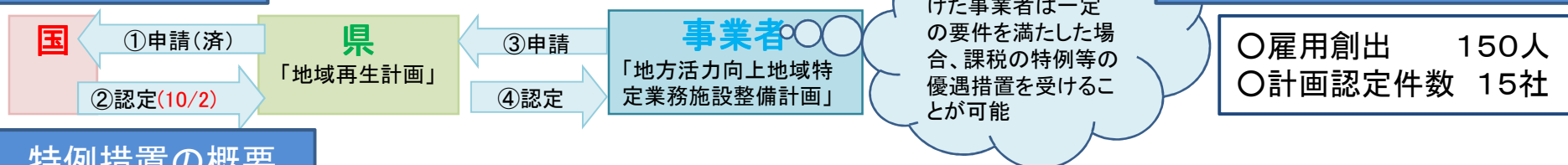
## 制度概要

企業立地を促進するとともに、雇用機会の確保並びに人口減少の抑制を図るため、県内市町村に設定した地方活力向上地域(※①移転型、②拡充型)において、本社機能を有する施設(事務所、研究所、研修所)を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について、県知事の認定を受けた事業者に対し、一定の要件を満たした場合、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

※①移転型・・・東京23区にある本社機能を県内市町村の対象区域に移転する場合

※②拡充型・・・東京23区以外から本社機能を県内市町村の対象区域に移転する場合、県内企業が本社機能を対象区域内で拡充する場合等

## 事業スキーム



## 特例措置の概要

### ○独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債の発行に係る債務を保証

### ○特定業務施設(事務所、研究所、研修所)の新設又は増設に関する課税の特例

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)

(措置内容)特別償却15%、税額控除4%(移転型の場合は特別償却25%、税額控除7%)※

※県の認定が平成29年度の場合、税額控除2%(移転型の場合は4%)

### ○特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除

(措置内容)増加雇用者1人当たり最大50万円の税額控除(移転型の場合は最大80万円)

### ○認定事業者に対する地方税の不均一課税

認定事業者が特定業務施設を新設又は増設した場合の地方税の不均一課税